



都保協第8号  
令和8年1月22日

都城市長 池田宜永 様

都城市国民健康保険運営協議会  
会長 柿木原康雄



国民健康保険税率等について（答申）

令和8年1月21日付け都保第1799号で諮問のありました標記の件について慎重に審議した結果、下記のとおり実施されるよう答申します。

記

1. 令和8年度の国民健康保険税率等について

令和8年度の国民健康保険税率については、都城市国民健康保険運営基金の活用を図りながら、以下のとおりとすることが適当である。

(1) 基礎課税分

所得割 10.22%  
均等割 25,900円  
平等割 21,500円

(2) 後期高齢者支援金等課税分

所得割 3.16%  
均等割 9,000円  
平等割 7,000円

(3) 介護納付金課税分

所得割 2.81%  
均等割 8,400円  
平等割 6,000円

(4) 子ども・子育て支援納付金課税分

所得割 0.32%  
均等割 1,000円  
〃 100円(18歳以上)  
平等割 600円